



Environment of Kitakyushu City 2017



平成29年度版

北九州市の環境

概要版



北九州市の環境行政のあゆみ

(1) 公害の克服

北九州市は、明治34年の官営八幡製鐵所の操業開始以降、化学、窯業、セメント、電力などの工場が進出し、四大工業地帯の一つとして我が国の経済成長に大きく貢献してきました。しかしながら、昭和30年代半ばから昭和40年代半ばにかけての急激な経済発展の過程で、大気汚染や水質汚濁などの公害をもたらすことになりました。

このような深刻な状況の中で、行政においては、昭和46年に「北九州市公害防止条例」の制定、昭和47年に「北九州地域公害防止計画」の策定と、公害防止に関する各種施策を実施していきました。これに加え、市民・事業者・行政などの関係者が一体となって精力的かつ総合的な取組を実施したことにより、昭和50年代後半には公害問題は劇的に改善されることとなりました。



昭和35年

現在

(2) 快適環境都市の創造

公害を克服した昭和50年代後半から、政策の重点は公害対策から快適な都市環境の創造へと移っていきました。

本市は、平成5年に、快適な環境づくりに顕著な功績のあった自治体に対して表彰される「アメニティあふれるまちづくり優良地方公共団体表彰」を受賞、全国的に「快適環境都市・北九州」として高い評価を受けました。

本市では、平成8年に「アジェンダ21」の地域版（ローカルアジェンダ）を策定、さらに平成12年には、「北九州市環境基本条例」を制定し、地球環境保全を含む環境保全に関する取組も総合的・計画的に推進しています。

(3) 環境国際協力の推進

本市では、産業公害を克服する過程で培われた環境保全技術等を、公害問題に苦しんでいる開発途上国に役立ててもらおうと、昭和60年代から他の自治体に先駆けて、環境国際協力を実施してきました。このような取組は、UNEP グローバル500（平成2年）、国連地方自治体表

彰（平成4年）を受賞するなど、国際的にも高い評価を受けることとなりました。

平成8年には、友好都市である中国・大連市との環境協力において、わが国で初めて地方から提案されたプランが政府 ODA に位置付けられ、同市の大幅な環境改善に繋がりました。このような成果が国際的にさらに評価され、平成14年に開催された「持続可能な開発に関する世界首脳会議（ヨハネスブルグ・サミット）」において、サミットの合意文書である「実施計画」に、北九州市をモデルにしたアジア太平洋地域における都市の環境改善を国際的に支援する仕組みである「クリーンな環境のための北九州イニシアティブ」が明記されました。

平成22年に「アジア環境都市機構」を創設し、より効果的な効率運営を図るとともに、平成16年に設立された「東アジア経済交流推進機構環境部会」とも連携しながら、様々な取組を実施しています。

また、PM2.5をはじめとする大気汚染が深刻化するなか、平成25年に開催された「第15回日中韓三カ国環境大臣会合」の合意に基づき、大気改善をはじめとする課題解決のため、関係都市との環境協力を積極的に取り組んでいます。

さらに、平成22年6月に開設した、アジアの低炭素社会の実現と本市の地域経済の活性化を図るための中核機関「アジア低炭素化センター」では、本市の行政ノウハウや環境技術を体系的に整理した「北九州モデル」を活用して、相手側都市のニーズに応じたパッケージ型インフラの海外輸出を進めています。

(4) 循環型都市づくり

本市では、環境保全施策に取り組んできた一方、ものづくりの幅広い裾野を持つ産業技術の集積を活用して、「あらゆる廃棄物を他の産業分野の原料として活用し、最終的に廃棄物をゼロにすること（ゼロ・エミッション）」を目指し、資源循環型社会の構築を図る先駆的な取組も進めてきました。

その中でも、平成9年7月に全国第一号として国の承認を受けたエコタウン事業は、「産業振興施策」と「環境保全施策」を統合した独自の地域政策として、積極的に環境に配慮した産業都市づくり、持続可能な社会の実現に向け、多くの成果をあげてきました。

また、エコタウン事業第2期計画を策定（平成14年8月）、対象エリアを市域全域に拡大（平成16年10月）し、従来の環境・リサイクル産業の集積に加え、リユース事業などの新たな環境産業の誘致、既存産業インフラ等を有効活用する事業の創出、ものづくりの段階での環境配慮促進など新たな事業を進めています。

他方、市民の日常生活においても、発生抑制、再使用、再資源化といった「循環型」を目指し、平成10年7月

の家庭ごみ有料指定袋制の導入以来、平成 16 年 10 月の事業系ごみ対策、平成 18 年 7 月の家庭ごみ収集制度の見直しなど具体的な施策を展開してきました。

平成 23 年 8 月に、従来の「循環型」の取組に「低炭素」、「自然共生」の取組を加え、先駆的な廃棄物行政のあり方を示す「北九州市循環型社会形成推進基本計画」を策定（平成 28 年 8 月改定）し、持続可能な社会の実現に向けた様々な取組を推進しています。

(5) 環境首都グランド・デザインの策定

地球規模で進んでいる環境問題の解決に向けて、日々の暮らし方、産業活動や都市づくりのあり方などを、環境の視点から見直すと同時に、多くの人々と情報を共有し、お互いに理解し協力しあうことが必要です。

本市では、市民・NPO、事業者、行政などのあらゆる主体が協働して、幅広い視点から環境保全の取組を推進するため、「環境首都グランド・デザイン」（平成 16 年 10 月）を策定しました。この環境首都グランド・デザインでは、「真の豊かさにあふれるまちを創り、未来の世代に引き継ぐ」という基本理念のもと、「共に生き、共に創る」（社会的側面）、「環境で経済を拓く」（経済的側面）、「都市の持続可能性を高める」（環境的側面）の 3 つの柱を掲げています。平成 19 年 10 月には、「環境首都グランド・デザイン」を具体化する行政計画として、「北九州市環境基本計画」を策定しました。さらに、環境問題の深刻化や環境未来都市への選定など、本市の環境を取り巻く状況の変化を踏まえて、平成 25 年 2 月に基本計画の見直しを行いました。

(6) 環境モデル都市・環境未来都市・グリーン成長都市としての取組

本市は、平成 20 年 7 月に、低炭素社会の実現に向け、温室効果ガスの大幅な削減など高い目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジする「環境モデル都市」に全国第一号として選定されました。平成 21 年 3 月には、「北九州市環境モデル都市行動計画（北九州グリーンフロンティアプラン）」を策定（平成 28 年 8 月改定「北九州市地球温暖化対策実行計画・環境モデル都市行動計画（北九州ニューグリーンフロンティアプラン）」）し、地域が一体となって低炭素社会づくりを進めています。

さらに、平成 23 年 12 月には、わが国及び世界が直面する地球温暖化、資源・エネルギーといった環境問題に加え、人口減少や超高齢化など社会的な課題に他都市に先駆けて取り組む「環境未来都市」にも全国第一号として選定されました。平成 24 年 5 月には「北九州市環境未来都市計画」を策定し、適宜改定を加えながら、「環境」、「超高齢化」、「国際化」などの課題に取り組み、「誰もが暮らしたいまち」「誰もが活力あるまち」の実現を目指しています。

同じく平成 23 年 12 月には、国の総合特区の第一次指定として、本市及び福岡県、福岡市で共同申請した「グリーンアジア国際戦略総合特区」が国際戦略総合特別区域として選定されました。同選定を踏まえ、「環境」と「アジア」をキーワードに国内外の投資を呼び込み、雇用を創出し、地域経済を活性化する緑の成長戦略を進めています。

また、経済協力開発機構（OECD）からは、「環境」と「経済」が両立する「グリーン成長都市」として、パリ、シカゴ、ストックホルムと並んでアジアで初めて選定され、平成 25 年 10 月には、本市のグリーン成長への取組をまとめた「OECD 北九州レポート」日本語版が発表されました。このレポートを通じて、本市の「市民環境力」を礎とした環境に関する取組が全世界に発信されています。

さらに、「伊勢志摩サミット（平成 28 年 5 月 26 日～27 日）」にあわせて全国各地で開催される閣僚会議のうち、九州では唯一「エネルギー大臣会合」が 5 月 1 日～2 日に本市で開催され、共同声明「グローバル成長を支えるエネルギー安全保障のための北九州イニシアティブ」が取りまとめられ、世界に発信されました。

このように本市の取組は、国内外から高い評価を受けています。

(7) 世界の環境首都を目指して

平成 27 年 9 月に開催された国連持続可能な開発サミットにおいて、「持続可能な開発目標」（Sustainable Development Goals = SDGs）を中核とする、持続可能な開発のための 2030 アジェンダが採択されました。SDGs は、2000 年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の理念を取り込みつつ、先進国を含む全ての国々に対する 17 の目標を設定し、経済、社会、環境の統合を目指すものです。

また、平成 27 年 11 月から、新興国や途上国を含む 196 か国・地域が参加して、「気候変動枠組条約」の第 21 回締約国会議（COP21）がフランス・パリで開催されました。その結果、全締約国が、21 世紀末までの世界の平均気温の上昇を、工業化前に比べ 2 度未満に抑える「2 度目標」に加え、1.5 度以内へ向けて努力するとする目標が明記された「パリ協定」が採択されました。

本市では、環境首都グランド・デザインで掲げた『「真の豊かさ」にあふれるまちを創り、未来の世代に引き継ぐ』を基本理念としつつ、SDGs やパリ協定といった世界的な状況の変化に対応して、取組を進めていきます。

今後も、「世界の環境首都」の実現に向け、市の最大の資源である「市民環境力」を活かしながら、環境・経済・社会の両立を目指していきます。

特集

1. 平成 28 年熊本地震で発生した災害廃棄物の受け入れ等に関する取組

平成 28 年 4 月に発生した熊本地震では、316 万トン程度（29 年 4 月環境省発表）の災害廃棄物が発生しました。そのため熊本県は、「平成 28 年熊本地震 災害廃棄物処理の基本方針」に基づき、発災後 2 年以内の処理終了を目標とし災害廃棄物の処理を行っています。

本市では、災害廃棄物の収集支援を行うとともに、市内の焼却工場の処理余力を活用し熊本市で発生した災害廃棄物の受け入れ等を実施しました。

災害廃棄物の収集・処理支援

(1) 現地でのごみ収集

熊本市で発生した災害廃棄物を収集するため、職員と収集車両を派遣。

ア. 派遣期間

平成 28 年 4 月 22 日～5 月 31 日

イ. 作業体制

パッカー車 6 台（職員 18 名）、連絡車 1 台（職員 3 名）による班体制を編成し、派遣期間中に 10 班（延べ 210 名）を派遣。

ウ. 作業内容

熊本市のごみステーションに出された災害廃棄物を収集し、仮置場に搬送。



熊本市内の災害廃棄物を収集

(2) 可燃ごみの受け入れ処理

ア. 発災直後の受け入れ

- ・期間：平成 28 年 4 月 28 日～6 月 27 日
- ・受け入れ対象：熊本市内の家庭で発生した燃やすごみ（日常生活で発生する可燃ごみ）
- ・処理量：2,846 トン
- ・処理方法：熊本市が本市の焼却工場（新門司・日明）に搬入

イ. 被災家屋関連廃棄物の受け入れ

- ・期間：平成 29 年 2 月 20 日～受け入れ継続中
- ・受け入れ対象：解体家屋で発生した可燃ごみ（生活用品・家具など）
- ・処理量：1,499 トン（平成 29 年 3 月末現在）
- ・処理方法：熊本市が本市の焼却工場（皇后崎・日明）に搬入



市内焼却工場へ搬入

その他

(1) 物資の支給

- ア. し尿の凝固剤（災害トイレ用）を 5,000 セット（25,000 回分）
- イ. 清掃用具として、ごみ袋を 1 万枚、軍手・タオルを各 700 枚

(2) ごみ指定袋の無料配布

被災者が本市内の公的賃貸住宅等に無償で一時的に緊急避難として入居する場合に、半年分のごみ指定袋を無料配布。

■配布数

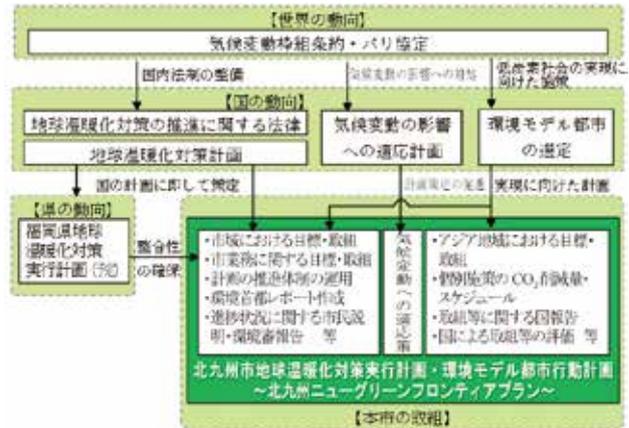
- ・家庭ごみ用（30L）を 60 枚
- ・かん・びん、ペットボトル、プラスチック製容器包装用（25L）を各 30 枚

2. 北九州市地球温暖化対策実行計画・環境モデル都市行動計画 ～北九州ニューグリーンフロンティアプラン～の策定

(1) 計画策定の経緯

本市はこれまで、平成 16 年 10 月に策定した「環境首都 グランド・デザイン」に掲げられた「持続可能なまちづくり」を進めるため、平成 18 年 10 月、「地球温暖化対策地域推進計画」を策定しました。その後、低炭素社会の実現に向けて高い目標にチャレンジする「環境モデル都市」の選定を受け、平成 21 年 3 月、「環境モデル都市行動計画」を策定するなど、実効性のある地球温暖化対策に幅広く取り組んできました。

このたび、国際的な動向や国の取組状況を踏まえ、本市の産業構造や自然環境、これまでの歴史などの地域特性を織り込んだ「北九州市地球温暖化対策実行計画・環境モデル都市行動計画」を平成 28 年 8 月に策定しました。



(2) 計画の性格

この計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく法定計画と、環境モデル都市が定めるアクションプランを兼ねるものです。長期目標として、平成 62 年に市域の CO₂ を半減することなどを掲げ、その実現に向けた歩みを着実に進めるため、平成 32 年度までの地球温暖化対策に関するロードマップを示しています。また、本市の率先実行として、市の事業から排出される CO₂ を平成 32 年度に 30%削減することとしています。

(3) 計画の期間

平成 26 年度 ～ 平成 32 年度 7 年間

(4) 計画の目標

ア. 市域全体 (2005 年度比)

	計画期間	中期	長期
	2020 年度 (平成 32 年度)	2030 年度 (平成 42 年度)	2050 年度 (平成 62 年度)
エネルギー消費量	▲8%	▲27%	▲44%
CO ₂ 排出量	▲8%	▲30%	▲50%

※補助的指標としてエネルギー消費量を導入

イ. アジア地域 (2005 年度の本市排出量比)

	計画期間	中期	長期
	2020 年度 (平成 32 年度)	2030 年度 (平成 42 年度)	2050 年度 (平成 62 年度)
CO ₂ 排出量	▲6%	▲75%	▲150%

(5) 目標達成に向けた取組の方向

ア. 環境が先進の街を創る

長寿命で環境負荷の少ないコンパクトな都市を目指すとともに、低炭素で豊かな生活ができるストック型都市づくりを推進する。

イ. 環境が経済を拓く

北九州市でこれまで培ってきたものづくりのまちとしての技術やノウハウを発展させ、低炭素社会が求める技術開発や製品製造、サービス提供を行い、低炭素社会に求められる環境付加価値の高い産業構造への変革を図る。

ウ. 環境が人を育む

「持続可能な開発のための教育 (ESD)」を軸としながら、本市でこれまで整備してきた環境学習施設・施策と豊かな自然を結びつけて、低炭素社会の観点から体系化し、あらゆる世代が実践的・総合的に学べる環境学習システムを強化・構築する。

エ. 環境が豊かな生活を支える

どの世代の市民も「気軽に」「楽しく」「お得な」気持ちで参加できる仕組みを導入し、日常の環境行動や環境活動の支援を図る。

オ. 環境がアジアの絆を深める

北九州市で育まれてきた低炭素社会づくりの取組を「北九州モデル」として整理し、アジア諸都市との環境協力ネットワークをベースに総合的に海外へ移転することで、アジアを中心とした低炭素社会の実現と豊かな社会発展に貢献する。



3. 水銀体温計・水銀血圧計・水銀温度計の回収を開始

(1) 背景

水銀の人為的な排出から、人の健康及び環境を保護するため「水銀に関する水俣条約」が平成 25 年に熊本県で採択され、29 年 8 月 16 日に発効することになりました。(我が国は、28 年 2 月に締結)

同条約の実施を確保し、その他の必要な措置を講じるための国内法である「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」(水銀汚染防止法)及び「大気汚染防止法の一部を改正する法律」についても、水俣条約の発効を受け、一部を除き 8 月 16 日に施行されます。

本市においても、平成 28 年 8 月に改定した「循環型社会形成推進基本計画」で水銀対策を新たに規定し、水銀による環境汚染を防止するための取組みを進めることとしていることから、水銀体温計等の分別回収を実施することとしました。

(2) 水銀体温計・水銀血圧計・水銀温度計の分別回収の実施方法

ア. 回収対象

家庭で不要となった水銀体温計・血圧計・温度計

イ. 環境省のモデル事業による回収

(ア)実施時期 平成 28 年 11 月 1 日から同年 12 月 28 日まで

(イ)回収拠点

公益社団法人北九州市薬剤師会の会員薬局及びすべての区役所・出張所

(ウ)拠点での回収方法

水銀体温計は、店頭や窓口等に設置する回収ボックスに投入

水銀血圧計・水銀温度計は、薬局等内に別途保管

(エ)薬剤師会の協力について

環境省のモデル事業では、国から公益社団法人日本薬剤師会へ協力依頼があり、日本薬剤師会から各地域の薬剤師会へと協力依頼がなされています。

本市においても、公益社団法人北九州市薬剤師会に今回の事業実施について協力を依頼し、同協会の協力のもと水銀体温計等の集中回収を実施することができました。

(オ)モデル事業における水銀体温計等の回収量

・薬局

	体温計(本)	温度計(本)	血圧計(台)	その他(個)	合計
門司区	223	10	13	0	246
小倉北区	422	14	44	4	484
小倉南区	247	3	31	1	282
若松区	174	7	14	0	195
八幡東区	213	1	18	1	233
八幡西区	392	17	33	2	444
戸畑区	152	1	8	1	162
計	1,823	53	161	9	2,046

※その他：アルコール式温度計等

・区役所・出張所

	体温計(本)	温度計(本)	血圧計(台)	その他(個)	合計
区役所	279	16	50	0	345
出張所	156	10	30	0	196
計	435	26	80	0	541

・その他

	体温計(本)	温度計(本)	血圧計(台)	その他(個)	合計
エコライフステージ (市の環境イベント)	11	0	3	0	14

・総合計

	体温計(本)	温度計(本)	血圧計(台)	その他(個)	合計
総合計	2,269	79	244	9	2,601



ウ. 本市事業による分別収集の開始

(ア)実施時期 平成 29 年 1 月 4 日から

(イ)回収拠点 すべての区役所・出張所

(3) 分別収集後の処理方法

環境省モデル事業及び本市事業ともに、回収した水銀体温計等は、北九州エコタウンにおいて蛍光管等のリサイクル事業を行っている(株)ジェイ・リライツでリサイクル処理します。

(ウ)拠点での回収方法

水銀体温計は、窓口等に設置する回収ボックスに投入
水銀血圧計・水銀温度計は、区役所等内に別途保管

4. 北九州市と世界銀行の都市パートナーシッププログラムにかかる覚書の締結

(1) 世界銀行 都市パートナーシッププログラム

世界銀行（東京開発ラーニングセンター（TDLC））が推進する都市パートナーシッププログラム（CPP）は、選定された日本の都市とともに、開発途上国が直面する開発課題に対し、都市と途上国都市との連携を支援・促進し、解決策を提供することを目的としています。

平成 28 年 7 月、北九州市は第一期選定都市として横浜市、神戸市、富山市とともに選定されました。

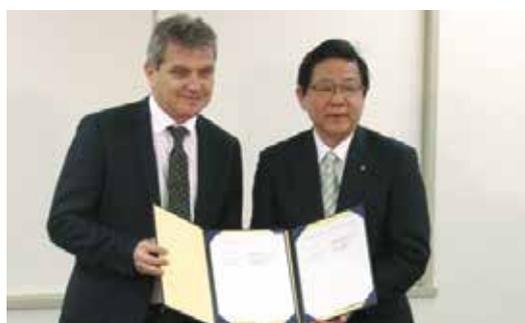
北九州市は、「グリーン成長」と「廃棄物管理」をテーマとして活動していきます。

(2) 覚書の締結

平成 29 年 3 月 22 日、世界銀行と北九州市との間において「都市パートナーシッププログラム」にかかる覚書を締結しました。平成 29 年から 3 年間連携して事業を実施することになっています。

また 3 月 22 日から 23 日の 2 日間、世界銀行が主催する開発途上国の実務者のための研修（廃棄物管理分野）が北九州市で実施され、16 カ国から 61 名が参加しました。

北九州市は、これまでもアジア地域を中心に、環境人材育成の取組を進めており、この都市パートナーシッププログラムを活用することによって、いっそうの取組の強化を図っていきます。



北九州市と世界銀行の都市パートナーシッププログラム
にかかる覚書締結式（H29.3.22）

5. 環境調査研修所北九州研修事業事務局の開所

平成 28 年 3 月にまち・ひと・しごと創生本部が取りまとめた「政府関係機関移転基本方針」により、北九州市へ環境省の環境調査研修所の一部機能移転が決定し、平成 28 年 10 月 24 日、北九州市立国際村交流センター（八幡東区平野 1 丁目 1-1）内に「環境調査研修所北九州研修事業事務局」が開所しました。

北九州市での研修コース

平成 28 年度は、環境調査研修所が以下の研修を北九州市で開催しました。

ア. 廃棄物・リサイクル専攻別研修

日時：平成 28 年 10 月 25 日～ 28 日

目的：循環型社会の形成を中心とした廃棄物・リサイクル対策に係る業務遂行に必要な専門的知識を習得する。

研修生：40 名（国及び自治体等の職員）

イ. 日中韓三カ国合同環境研修

日時：平成 28 年 11 月 6 日～ 12 日

目的：日中韓三カ国の環境の現状や課題・対策等に係る情報や認識を共有し、より広い視野から環境行政施策の展開を図る。

研修生：20 名（うち中国、韓国各 5 名）

ウ. 国際環境協力基本研修

日時：平成 29 年 2 月 6 日～ 10 日

目的：国際環境協力に関する基礎知識を習得し、国際環境協力への関心を高め、国際環境協力に参加する動機付けを行う。

研修生：27 名（国及び自治体等の職員）



日中韓三カ国合同環境研修

第1章 北九州市民環境力の持続的な発展

第1節 環境活動と地域コミュニティ活性化の好循環

1 環境活動を行う市民・市民団体への支援・助成

市民や市民団体の自主的な環境活動の推進と地域コミュニティの活性化のため、ごみの減量化・資源化及び自然環境保全等の環境活動を行う市民や市民団体への支援・助成を行っています。

● 集団資源回収団体奨励金制度

町内会、老人会、子ども会などの地域の市民団体に対し、古紙の回収量に応じて奨励金を交付。また、新たに平成28年7月から古着の回収を行っているまちづくり協議会に対して、古着の回収量に応じた奨励金の交付を開始。

この他、活動地域内の古紙回収の調整を継続して行うまちづくり協議会に対する「まちづくり協議会地域調整奨励金制度」、資源回収活動を行っている地域の市民団体等への保管庫の無料貸与、地域団体が家庭から回収する剪定枝・廃食用油のリサイクル活動に対する支援、「生ごみコンポスト化容器活用講座」の講座等の支援・助成を実施。



保管庫を利用した古紙回収

古紙回収量（平成28年）	23,179t
古着回収量（平成28年）	30t

2 ていたんポイント事業

子どもから年長者まで幅広い市民が、気軽に楽しく環境活動に参加することを促すため、環境活動に参加した市民に対してポイントを付与する「ていたんポイント事業」を平成27年12月からスタートさせました。

環境活動に参加するたびに「ていたんポイント」が貯まり、ていたんグッズやエコグッズなどが当たる抽選会に参加できます。

これにより、市民環境力の一層の向上を図るとともに、温室効果ガス排出削減、まちのにぎわいづくりや地域コミュニティ活動の活性化につなげていきます。

また、ポイントの対象となる環境活動は、順次拡大することとしています。



3 環境活動に関する各種表彰

地域の環境活動に積極的かつ継続的に取り組んでいる市民・NPO、事業者等のやる気を支え、効果的なインセンティブを付与するために各種の表彰を行っています。

【表彰の種類・平成28年度表彰件数】

- 北九州市環境にやさしい事業所（市長感謝状）2事業所
- 環境衛生地区組織育成成功労者（市長感謝状）12名
- 北九州市まち美化協力功労者（市長感謝状）6名、7団体
- 「校区まち美化レポート」表彰（市長感謝状）40校（園）
- 3R活動推進表彰20件
- 産業廃棄物排出事業者・処理業者認定 排出事業者1件、処理業者3件
- 環境衛生優良地区6地区
- 北九州市まち美化貢献者（環境局長感謝状）10名、8団体

第2節 優れた環境人財の育成

1 「持続可能な開発のための教育（ESD）」の推進

多様な人々が、地域等の様々な課題に気づき、自発的に社会のあり方を変えていく人財を育むため、「持続可能な開発のための教育（ESD）」を推進しています。平成28年度は、北九州ESD協議会10周年に伴う地域と学生によるESD活動交流発表会の開催、ESDコーディネーター研修、北九州まなびとESDステーションにおける大学間連携の講座などを実施しました。

2 北九州環境みらい学習システム「ドコエコ！」の推進

本市の恵まれた自然や充実した環境関連施設等を結びつけ、多世代の市民がまち全体で楽しく環境学習が行える仕組みづくりを行い、「市民環境力」の向上を目指します。今後は、環境学習コンシェルジュによる環境学習プログラムの情報集約と環境学習施設間のネットワークの強化を図るとともに、積極的な情報発信を進めます。

3 北九州市環境首都検定の実施

北九州市独自の環境分野の検定を実施することにより、環境学習の機会を増やし、環境意識のレベルアップや環境に関心を持つ市民の裾野を広げることを目的に、「北九州市環境首都検定」を実施しています。(平成 28 年度受検者数 3,185 人)



平成 28 年度 表彰式

4 環境ミュージアムを拠点とした環境学習の推進

「北九州市環境ミュージアム」は、地球環境問題をはじめ、本市の公害克服の歴史や身近なエコライフの取組などを「見て・触れて・楽しみながら」学べる施設です。「環境未来都市 北九州市」の環境学習・情報・活動の総合拠点として、一人ひとりが行動するきっかけとなる場づくりに取り組んでいます。(平成 28 年度来館者数 131,690 人)

5 北九州子どもエコクラブ活動の推進

「子どもエコクラブ」は、子どもたちが自主的に環境に関する学習や活動を行うクラブです。平成 28 年度は、35 クラブ、1,364 人の幼児から高校生までが活動しました。

第 3 節 環境情報の共有と発信

1 北九州エコライフステージ

北九州エコライフステージは、「世界の環境首都」を目指し、毎年市民団体や事業者などで構成する実行委員会を中心にして、エコライフの浸透を目指し様々な環境活動に取り組むものです。平成 28 年度は、延べ約 199 万人の市民が参画し、204 行事を実施しました。

シンボル事業「エコライフステージ 2016」は、『～発信！市民の誇り、環境首都北九州～身近なコトから考え、未来へつなげよう！』をテーマに、平成 28 年 10 月 8 日（土）・9 日（日）に実施し、85 団体、11 万 6 千人の市民が参加しました。



シンボル事業「エコライフステージ 2016」

2 環境情報の収集・整備・提供

「分別大事典アプリ」・「環境首都検定ドリル」の配信

手軽に利用できるスマートフォン・タブレット型端末向けの無料アプリを作成しています。アプリは App Store または Playストアでダウンロードできます。

「ていたんツイッター」による情報発信

北九州市の環境情報について、環境マスコットキャラクター「ていたん」のツイッターで発信をしています。

アカウント @ teitan_kita9



第4節 国際的な協働・ビジネスの推進

1 諸外国との環境協力実績

これまでに、大連市、上海市（中国）、スラバヤ市（インドネシア）、マンダレー市（ミャンマー）、ハイフォン市（ベトナム）等のアジア諸都市との環境国際協力を実施するとともに、日中韓の11都市からなる東アジア経済交流推進機構環境部会、東南アジアを中心とした12カ国68都市との実績をもつアジア環境都市機構等の都市間ネットワーク事業を実施し、アジアにおける環境国際協力を推進しています。また、平成26年度より、日中大気汚染・省エネ対策共同事業を開始し、平成28年度は、大気汚染の把握・分析・対策等に係る専門家を31回派遣、中国側の技術者等の資質向上を目的とした訪日研修を10回受け入れました。

2 アジアの人材育成拠点形成事業

研修員の受け入れ（平成29年3月現在で161カ国・地域で8,676人）や専門家派遣（25カ国199人）、（一財）自治体国際化協会の制度を活用したアジア自治体の研修員の受け入れ等を実施しています。

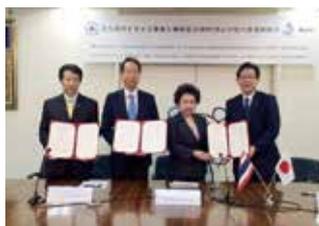
3 アジア低炭素化センター

アジア地域の低炭素化を通じて、地域経済の活性化を図るための中核施設として、「アジア低炭素化センター」を設置しています。センターでは、本市に蓄積してきた地元企業の環境技術を、アジア諸都市とのネットワークを活用しながらビジネス展開することを支援しており、本市の行政ノウハウや環境技術を体系的に整理した「北九州モデル」を用いて、相手側都市のニーズに応じたパッケージ型インフラの海外輸出を進めています。

平成27年度より、新日鉄住金エンジニアリング㈱とともに、ダバオ市においてフィリピン初となる廃棄物発電施設の導入を目指し、事業実施の可能性について調査を実施しています。また、同事業を推進するために、平成28年11月にダバオ市と「戦略的環境パートナーシップ協定」を締結しました。



IEAT との協力覚書締結
(H26.8)



DIW、IRPC 社との協力覚書締結
(H26.12)



新日鉄住金エンジニアリング㈱と
の包括連携協定 (H27.3)



「戦略的環境パートナーシップ協定」締結式 (H28.11)

4 関係機関等との連携

(1) (公財) 北九州国際技術協力協会 (KITA)

環境国際協力の実施機関として、国際研修、専門家派遣、コンサルティング、調査研究、国際親善交流など多彩な活動を実施しています。

(2) (公財) 地球環境戦略研究機関 (IGES) 北九州アーバンセンター

低炭素で環境的に持続可能な都市の実現等に関する研究や海外展開支援を実施しています。また、市内企業の環境技術を活用した海外展開支援や JICA 九州、KITA との連携により国際研修を実施しています。

(3) 独立行政法人 国際協力機構 (JICA)、

イクレイ (ICLEI)、国連工業開発機関 (UNIDO) 等

各国際機関と覚書の締結等により、様々な連携を実施しています。



研修員による大気汚染物質の分析実験

第1節 環境モデル都市について

1 市域の温室効果ガス総排出量

2014（平成26）年度の市域内の温室効果ガス総排出量は、前年度から1.6%増の21,298千トン（二酸化炭素換算）でした。前年度から排出量が増加した要因は、産業部門における製造品出荷額の増加に伴うエネルギー消費量の増加などがあげられます。

しかしながら、出荷額当たりエネルギー消費効率は改善されています。

◆市域内の温室効果ガス排出量（部門別）

単位：千トン

区 分	2005 (平成17) 年度	2011 (平成23) 年度	2012 (平成24) 年度	2013 (平成25) 年度	2014 (平成26) 年度	増減率 [前年度比]	増減率 [H17年度比]
二酸化炭素	家庭部門	1,039	1,062	1,174	1,144	-7.2%	2.3%
	業務部門	1,158	1,630	1,790	1,843	-9.6%	43.9%
	運輸部門	1,751	1,673	1,699	1,708	-4.0%	-6.3%
	産業部門	13,392	14,639	15,248	14,297	4.4%	11.5%
	エネルギー転換部門	246	379	375	406	7.9%	78.0%
	工業プロセス	944	1,097	1,031	1,010	-1.2%	5.8%
	廃棄物	542	389	357	319	-5.3%	-44.3%
二酸化炭素合計	19,071	20,870	21,674	20,727	1.5%	10.3%	
メタン	21	23	23	27	27	-0.5%	29.4%
一酸化二窒素	53	53	50	48	48	-0.7%	-10.3%
フロンガス等	98	140	154	166	185	11.3%	88.4%
温室効果ガス合計	19,243	21,085	21,901	20,969	21,298	1.6%	10.7%

2 取組の評価

本市の取組は、平成21年から7年間連続で国から最高の評価を受けました。

北九州市

人口：96.1万人、世帯数：42.8万世帯（平成27年3月末現在）
就業人口4,437百万人（平成24年度）、市内GDP：3.3兆円（平成24年度）
面積：491.95km²、森林率：42%（208km²）

平成27年度の取組の総括

COP21における途上国も参加した削減方策の議論に向け、国が新たなCO₂削減目標（約束草案）を定めたことを受け、環境モデル都市行動計画の改定に向けた検討を開始するとともに、多くの取組について深堀り等を行った。

具体的には、地域エネルギーマネジメントの実現に向け、（株）北九州パワーを設立した。また、水素社会実現へ向け、企業と連携しスマート水素ステーションに太陽光・風力発電設備を設置し、CO₂排出フリー水素の製造実証を開始した。さらに、アジア地域への貢献として、第17回日中韓三カ国環境大臣会合で支持された日中都市間連携協力事業に基づき、専門家を16回派遣し、中国の研修団を6回受入れた。

引き続き、本市が目指す市民環境力をベースとした低炭素社会づくりに向け、本市の特色を生かした取組みを、積極的に推進していきたい。

第2節 環境未来都市と総合特区制度を活用したまちづくり

1 北九州市環境未来都市とグリーンアジア国際戦略総合特区

本市は、環境や高齢化などに対応して市民の生活をより豊かにする「環境未来都市」、地域の包括的・戦略的なチャレンジを、国がオーダーメイドで総合的に支援する「国際戦略総合特区」に選定されています。これらの制度を利用した税制・財政・金融上の支援措置が呼び水となり、平成28年度までに県内で1,700億円超、市内においても370億円超の設備投資と、県内で1,100人、市内分約200人の雇用を創出しました。

また、税制上の支援措置に関しては見直しされ、平成32年3月31日まで2年間延長されました。

010



第3節 低炭素社会を支えるストック型社会への転換

1 低炭素社会を実感できるまちの整備

● 北九州の玄関・顔づくり

小倉駅新幹線口では、平成23年8月に「あさの夕風公園」が完成しており、平成24年度には小倉駅小倉城口のペDESTリアンデッキに、ライトスルー型の太陽光発電ルーフを設置するなど、本市の玄関口にふさわしい整備を行っています。

● 人が行き交う動線づくり

魚町エコルーフ、勝山橋などの歩行空間で太陽光発電ルーフを整備して、日差しの強い日や雨の日でも快適に歩ける人の動線をつくり、まちの利便性・回遊性を高めています。

● 過度に自動車に頼らない都心づくり

小倉都心部18箇所、八幡東田地区3箇所に、電動自転車(シティバイク)を24時間どこでも貸出・返却できるサイクルステーションを設けるコミュニティサイクルを実施しています。

2 城野ゼロ・カーボン先進街区形成事業

JR城野駅北側の未利用国有地やUR城野団地を中心とする城野地区(19ha)において、エコ住宅や創エネ・省エネ設備誘導、エネルギーマネジメントによるエネルギー利用の最適化、公共交通の利用促進など、様々な低炭素技術や方策を総合的に取り入れてゼロ・カーボンを目指した住宅街区を整備します。(平成28年度 土地区画整理事業の完了)

3 自動車環境対策の推進

● 次世代自動車(EV、PHV等)の導入

公用車として電気自動車(EV)・プラグインハイブリッド車(PHV)54台、燃料電池自動車(FCV)3台を導入。

● EV充電器の設置

公共施設への設置(普通充電器11台、急速充電器7台)。

● ノーマイカーデーの普及促進

毎週水曜日を「ノーマイカーデー」とし、また毎年10月～11月を推進月間として啓発活動を実施。

● エコドラ北九州プロジェクト

市内事業者を対象にしたエコドライブセミナー等を実施。

第4節 低炭素化に貢献する産業クラスターの構築

1 北九州市次世代エネルギー設備導入促進事業

工場や事業所における一層の省エネルギー対策を推進するため、消費エネルギーの見える化に取り組み、かつ省エネ設備を設置する市内の中小企業等に対し、費用の一部を補助する事業を実施しています。

2 北九州エコプレミアム産業創造事業

市内で生産されている環境配慮型製品や環境負荷低減に寄与するサービスを「北九州エコプレミアム」として選定し、広くPRを行うことにより、その販売を支援しています。平成16年度に創設、平成29年3月末時点で、163件の製品や技術、40件のサービス(合計203件)を選定しています。

3 エコアクション21の認証・登録の支援

市内中小企業者等の環境への取組を促進するため、環境省が策定した環境経営システムである「エコアクション21」の導入セミナーや、認証・登録に向けた実践講座の支援をしています。平成29年3月末時点、市内155企業が認証・登録されています。(都市別ランキング第4位(東京都特別区を除く))

4 環境未来技術開発助成事業

循環型社会及び低炭素社会の実現に向け、新規性・独自性に優れ、かつ実現性の高い環境・エネルギー技術の実証実験や社会システム研究等に対して研究費を助成し、新規の環境・エネルギーに関する技術開発の支援を行っています。平成28年度までに、133件の研究に対して助成を行っています。

第5節 次世代エネルギー拠点の総合的な形成

1 北九州市地域エネルギー政策の推進

北九州市の持つ再生可能エネルギーや高効率火力発電の立地ポテンシャル、スマートコミュニティの実証を通じたエネルギーを賢く使う省エネの知見などを活かし、低炭素で安定したエネルギーを供給することを目的としています。

平成28年度は、洋上風力発電については、引き続き環境省の「平成28年度風力発電等に係る地域主導型の戦略的適地抽出手法の構築モデル事業」のモデル地域に採択され、自然環境調査や市民・企業向けセミナーを実施しました。

また、地域の未利用木質バイオマスを有効活用するため、国、県をはじめ、北九州市森林組合、関連企業、市農林部門からなる「北九州市バイオマス有効活用検討会」を開催し、供給側、利用側のシーズ・ニーズ把握とマッチングの可能性について検討しました。

㈱北九州パワーによる市有公共施設への電力供給を開始するとともに、供給施設数の拡大を図りました。



2 北九州市の水素に関する取組

● 水素ステーション

● 商用水素ステーション

平成26年10月に小倉北区に岩谷産業(株)による九州初(全国2番目)の商用水素ステーションが開所し、平成27年12月には八幡東区にJXTGエネルギー(株)による市内2箇所目の商用水素ステーションが開所しました。



イワタニ水素ステーション 小倉
(岩谷産業(株))



八幡東田水素ステーション
(JXTGエネルギー(株))

● スマート水素ステーション (SHS) 実証

平成26年12月に岩谷産業(株)及び本田技研工業(株)と本市が連携し、コンパクトなパッケージ型の「スマート水素ステーション」を若松区のエコタウンセンター内に設置しました。平成28年度からは、スマート水素ステーションと太陽光・風力発電設備を接続し、CO₂排出ゼロの水素製造実証実験を実施しています。



スマート水素ステーション

● 燃料電池自動車 (FCV)

平成27年2月に、公用車として燃料電池自動車を率先して導入しました。現在3台導入しており、事務連絡に利用するほか、イベント等での展示、燃料電池自動車から家庭へ電力を供給する実証実験(FCV2H)等にも活用しています。



トヨタ「MIRAI」



ホンダ「CLARITY FUEL CELL」

第3章

未来につなげる 循環型社会づくりの推進

第1節 最適な「地域循環圏」の構築

1 ごみの減量化・資源化の取組

持続可能な社会の実現に向け、従来の「循環型」の取組に、「低炭素」、「自然共生」の取組を加え先駆的な廃棄物行政のあり方を示す「北九州市循環型社会形成推進基本計画」を平成23年に策定し、平成28年には、経済社会状況の動向や廃棄物量の変化等に対応するため、計画の中間見直しを実施しました。この見直しでは、増加傾向にある事業系ごみ対策、ごみ処理施設の今後のあり方、ごみ処理の広域連携、食品ロス対策など新たな課題への方針を打ち出しました。今後は改定した計画に基づき取組を推進します。

● これまでの具体的施策の実施

(1) 家庭系ごみの循環システム構築の取組について

(本市の主な取組)

平成5年7月 かんびん分別収集の開始 平成10年7月 政令市初 家庭ごみの有料指定袋制導入
平成18年7月 家庭ごみ収集制度の見直し 平成23年8月 「北九州市循環型社会形成推進基本計画」を策定
平成28年8月 「北九州市循環型社会形成推進基本計画」の改定

(2) 事業系ごみ対策の強化について

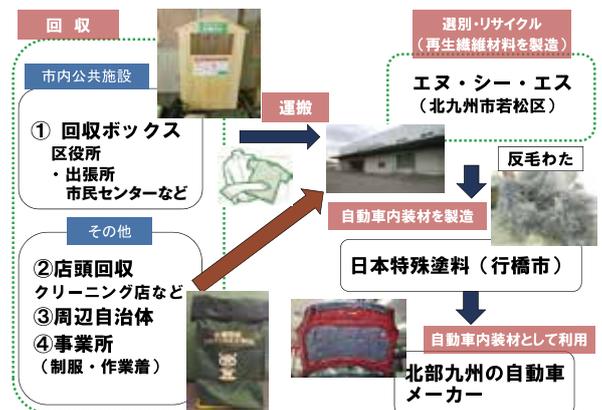
平成16年10月から、事業系ごみについて以下の対策を実施しました。

(実施内容)

- 事業系ごみの市収集の原則廃止
- 自己搬入ごみの処理手数料の改定 (700円/100kg ⇒ 100円/10kg)
- リサイクル可能な古紙・廃木材の市施設への受け入れ廃止
- かんびん資源化センターへの自己搬入の廃止

2 古着の分別・リサイクル事業

北九州市では、古着の分別・リサイクル事業を、平成26年5月に開始しました。現在、区役所等の公共施設のほか、クリーニング店や大手小売事業者の協力を得て、市内約140カ所で回収しています。回収された古着は、市内企業が再生繊維にリサイクルし、自動車内装材として、北部九州の主要自動車メーカーに供給される他、一部は国内でリユースされます。28年度は、市内外で約710トンの古着が回収され、自動車内装材原料となったほか、一部は衣服として国内でリユースされました。今後も、地域団体による古着の回収促進を図り、事業のシステム確立を目指します。



3 食べものの「残しま宣言」運動の推進

● 残しま宣言

市民一人ひとりが実践できる食品ロス削減への取組内容を「残しま宣言」として、周知を図っています。

● 残しま宣言応援店

外食時の食べ切り促進策を実施する市内の飲食店等を「残しま宣言応援店」として市に登録し、周知を図っています。



このステッカーが目印です

■取組内容(残しま宣言)

○ 外食時の取組み

- ・食べ切ることができる量を注文します！
- ・宴会時に食べ切りを声かけします！
- ・グループ間で料理をシェアします！
- ・食事を楽しむ時間をつくります！
(開始後30分、終了前10分など)
- ・注文した料理は食べ切ります！

○ 家庭での取組み

- ・必要以上に買いすぎません！
- ・買った食材は使い切ります！
- ・作った料理は食べ切ります！
- ・生ごみを捨てる時は水を切ります！
- ・賞味期限と消費期限の違いを理解します！

4 ごみ処理の現況

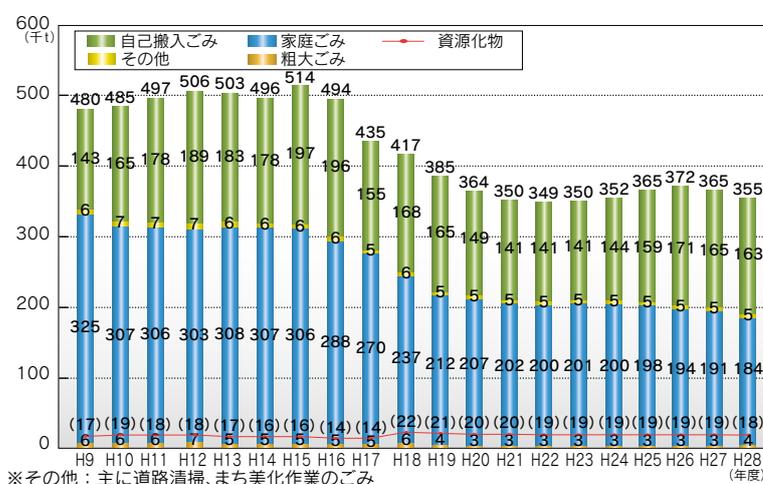
計画に基づく、一般廃棄物の処理の実施と減量化・資源化の取組を実施

- ・家庭ごみ、資源化物（かん・びん・ペットボトル・紙パックなど）、粗大ごみの計画収集
- ・不法投棄物の撤去、道路清掃の業務
- ・家庭ごみ、粗大ごみ、自己搬入ごみの焼却処理
- ・資源化物のリサイクルなど

○ごみ量の推移（市施設処理分）

平成16年10月の「事業系ごみ対策」、平成18年7月の「家庭系ごみ収集制度の見直し」など、ごみの減量・リサイクル施策に取り組み、ごみ量は、平成15年度の51万4千トンから平成28年度には、35万5千トンと約15万9千トン減少しました。

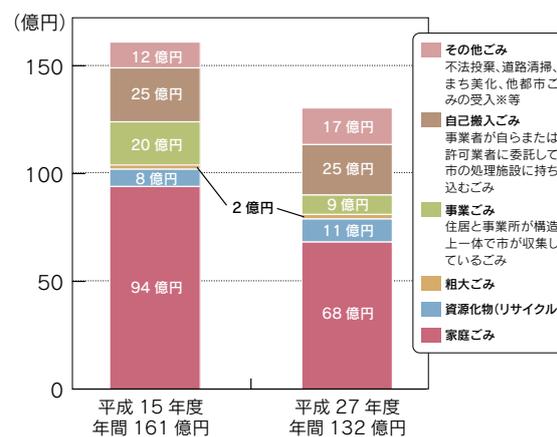
◆本市のごみ量の推移



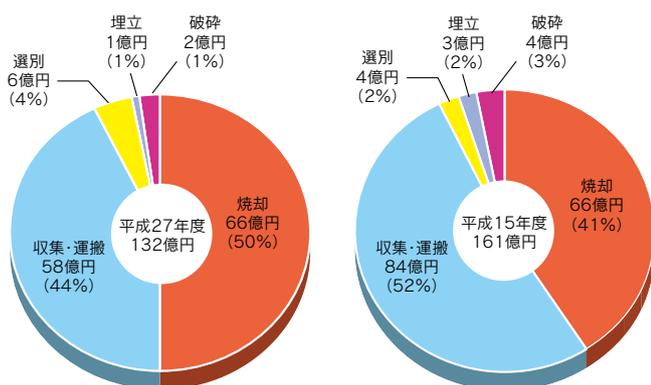
○ごみ処理経費

平成27年度のごみ処理・リサイクルには、年間約132億円（うち、リサイクル約11億円）の経費がかかっています。平成15年度と比べると平成18年7月に実施した「家庭ごみ収集制度見直し」によるごみの減量、リサイクルの促進に伴い、収集体制の見直しや効率化等に取り組んだ結果、総額で約29億円の経費を削減しました。ごみの種類別では、一般家庭から出る家庭ごみを処理するために最も多くの経費（ごみ処理・リサイクル経費の約52%）がかかっています。

◆ごみの種類別経費



◆ごみの処理別経費



◆家庭ごみの処理経費

家庭ごみの処理経費	平成15年度	平成27年度	対15年度増減
ごみ処理・リサイクル総経費	161億円	132億円	▲29億円
家庭ごみ処理経費 (総経費から見た割合)	94億円 (約58%)	68億円 (約52%)	▲26億円
1日あたりの処理費用	2,600万円	1,900万円	▲700万円
市民一人あたり年間処理費	9,400円	7,000円	▲2,400円
一世帯あたり年間処理費	22,400円	15,950円	▲6,450円



第2節 環境産業拠点都市の形成

1 北九州エコタウン事業

平成9年7月に全国に先駆けてエコタウン事業の地域承認を受け、平成16年10月にはその対象エリアを市全体に拡大して事業を進めています。

<これまでの取組と成果>

- 事業数（現在稼働中） 27事業（各種リサイクル法に対応したもの及び独自に進出したものを合わせ、わが国最大級の事業集積）
- 実証研究数 51研究（終了分を含む）
- 総投資額 約770億円（市70億円、国等132億円、民間568億円）
- 雇用者数 1,063人（平成29年3月末時点）

◆総合環境コンビナート（9事業）

- ペットボトルリサイクル事業
- 自動車リサイクル事業
- 蛍光管リサイクル事業
- 医療用具リサイクル事業
- 小型家電リサイクル事業
- OA機器リサイクル事業
- 家電リサイクル事業
- 建設混合廃棄物リサイクル事業
- 非鉄金属総合リサイクル事業

◆響リサイクル団地（5事業）

- 自動車リサイクルゾーン
- フロンティアゾーン（4事業）
 - 食用油リサイクル事業
 - 使用済有機溶剤精製リサイクル事業
 - 古紙リサイクル事業
 - 空き缶リサイクル事業

■総合的な展開（北九州方式3点セット）



◆その他の地区（13事業）

- パチンコ台リサイクル事業
- 風力発電事業（2事業）
- 廃木材・廃プラスチックリサイクル事業
- 飲料容器のリサイクル事業
- OA機器リユース事業
- 古紙リサイクル事業・製鉄用フォーミング抑制剤製造事業
- 自動販売機リサイクル事業
- 汚泥・金属等リサイクル事業
- プラスチック製容器包装再生処理事業
- 食品廃棄物リサイクル事業
- 超硬合金リサイクル事業
- 都市鉱山リサイクル事業

○北九州市エコタウンセンター

平成13年6月に、エコタウン全体の中核的施設として実証研究エリア内に開設しました。

- 主な機能 市民をはじめとする環境学習、見学者の対応、環境・リサイクル技術及び製品の展示、市内環境産業のPR、環境関連の研修・講義の実施、研究活動支援
- 平成28年度視察者数 エコタウン事業全体 91,407人



2 九州環境技術創造道場

平成16年度から「九州環境技術創造道場」を実施し（26年度からNPO主催）、環境、特に廃棄物分野での専門知識を有する技術者を育成しています。28年度までに民間・行政からの受講生311人が修了しています。



3 小型電子機器等の再資源化促進事業

平成25年8月から小型電子機器等のリサイクルを開始しました。回収された機器等は認定事業者へ引き渡して適切に処理され、貴重な金属資源として再資源化されます。市内のスーパー等の協力店舗や区役所等に設置したボックスでの回収のほか、日明粗大ごみ資源化センターにて粗大ごみから選別しています。平成28年度は124.8トン回収しました。

第4章 豊かさを支える生物多様性保全の推進と快適な生活環境の確保

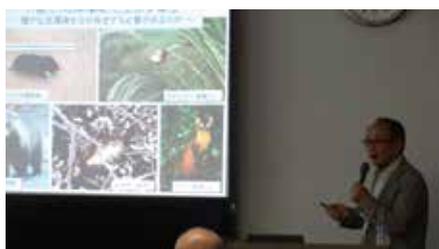
第1節 生物多様性を大切にしまちづくり

1 生物多様性戦略の推進

平成22年11月に「生物多様性基本法」に基づく「生物多様性地域戦略」として「北九州市生物多様性戦略」を策定、平成28年3月に「第2次北九州市生物多様性戦略（2015年度-2024年度）」を策定しました。基本理念を「都市と自然との共生～豊かな自然の恵みを活用し 自然と共生するまち～」とし、その実現のために「5つの目標」を設定して施策を推進します。

- ① 自然とのふれあいを通じた生物多様性の重要性の市民への浸透
- ② 地球規模の視野を持って行動できるような高い市民環境力の醸成
- ③ 自然環境の適切な保全による、森・里・川・海などがもつ多様な機能の発揮
- ④ 人と自然の関係を見直し、自然から多くの恵みを感じることができる状態の維持
- ⑤ 自然環境調査を通じて情報を収集、整理、蓄積し、保全対策などでの活用

同戦略は、市民・NPO、学識経験者、事業者及び市で構成された「北九州市自然環境保全ネットワークの会（通称「自然ネット」）」が進行管理しており、平成28年度には、講演会やエコツアーの開催などに取り組みました。



自然講演会（H28.7.23）



鳥がさえずる緑の回廊 植樹会（H28.3.26）



若松中央小学校によるどんぐりポットづくり（H27.3.5）

第2節 安心して暮らせる快適なまちづくり

1 北九州市公害防止条例

本市では法を補完し、地域の実情にあった公害防止に取り組むため、昭和45年4月に北九州市公害防止条例を制定し、公害の発生するおそれのある工場については、市と公害防止協定を締結しています。（締結件数92件：平成29年3月31日時点）

2 大気環境の保全

本市は、大気汚染の状況を把握するため、二酸化いおう等の物質の常時監視を行っています。環境基準が設定されている11項目のうち、平成28年度は、光化学オキシダント及び微小粒子状物質を除く項目で環境基準に適合していました。また、大気汚染防止法等に基づき発生源に対する指導等を行っています。



大気測定車



3 水環境の保全

本市は、河川・湖沼・海域等の公共水域において、健康項目や生活環境項目などのモニタリングを実施しています。平成 28 年度は、環境基準が設定されている項目の多くが環境基準に適合していました。また、水質汚濁防止法等に基づき発生源に対する指導等を行っています。



4 土壌汚染対策

土壌汚染対策法は、土壌汚染による人への健康被害を防止することを目的としています。本市における形質変更時要届出区域は 42 件、要措置区域は 0 件です。また、汚染土壌処理業の許可件数は 3 件です。（平成 29 年 3 月 31 日時点）

5 騒音・振動対策

本市では、自動車・新幹線鉄道・航空機からの騒音等の実態把握を実施しています。平成 28 年度において、新幹線鉄道の振動及び航空機の騒音については、環境基準に適合していましたが、自動車及び新幹線鉄道の騒音については、一部において不適合でした。また、騒音規制法・振動規制法等に基づき工場・事業場又は建設作業現場等の発生源に対する指導等を行っています。

6 化学物質対策

ダイオキシン類や内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）等の物質について、モニタリングを実施しています。また、PRTR 制度に基づき、化学物質の環境中への排出量等の把握を行っています。さらに、PCB 廃棄物処理事業による環境への影響を把握するため、排出源及び周辺環境の監視・測定を実施しています。

7 悪臭対策

本市では、悪臭発生工場・事業場における悪臭防止法上の規制基準の適合状況を確認するため、立入検査や悪臭測定を実施する等、発生源に対する監視・指導を行っています。悪臭測定の結果、平成 28 年度は 1 事業場で基準を超過していたため原因調査と改善対策の実施を指導しました。

8 工場・事業場における環境保全対策への取組の推進

環境法令遵守意識の高揚や不祥事の発生防止を目的とし、大気、水質土壌、監視指導の各分野で、最近の法改正の内容や環境基準達成状況、立入検査や指導事例の紹介等を行いました。

セミナーの実施方法は、市内の大気分野及び水質分野の大規模排出事業者を対象とした集合セミナー及び工場・事業場単位での申し込みに応じて実施する個別セミナーとし、平成 28 年度は、集合セミナーを 1 回、個別セミナーを 2 回開催しました。

9 公害に関する苦情・要望

公害が発生した場合、当事者間の話し合いなどで解決する例もありますが、大部分は苦情・要望として行政機関に持ち込まれます。平成 28 年度に申し立てられた公害に関する苦情・要望件数の総数は 275 件（平成 27 年度 292 件）ありました。

第3節 都市の資産(たから)を活かしたまちづくり

1 まち美化に関する啓発

ごみのない清潔で美しいまちづくりを推進するため、市民・NPO・企業等と連携し、様々な啓発事業を実施しています。

○「クリーン北九州」まち美化キャンペーン

5月30日～6月30日を「クリーン北九州」まち美化キャンペーン」として、観光地等各区に会場を設けての大規模なまち美化清掃、市民等による市内各地のまち美化清掃及びJR駅前等の街頭啓発を実施。

- ・平成28年度 参加人数 26,047人、収集量 68.6トン

○「市民いっせいまち美化の日」

10月1日～7日までを「清潔なまちづくり週間」、10月の第一日曜日を「市民いっせいまち美化の日」として定め、その日を中心とした9月～10月の間、市民等が地域の道路、公園、河川、海浜等を清掃。

- ・平成28年度 参加人数 105,267人、収集量 404.5トン

○「クリーン北九州」百万市民運動推進協議会

地域・学校・企業・ボランティアを代表する39団体が構成され、「5分間清掃」、「ポイ捨て防止」、「ごみの持ち帰り」の3つを運動目標に普及啓発活動を実施。

○その他の啓発活動

「北九州市空き缶等の散乱の防止に関する条例」に基づき、地域のまち美化率引役を担う「まち美化推進員」を選任。

- ・平成29年4月1日現在 195人

市のイメージアップ等の観点から、特にまち美化が必要な区域を「まち美化促進区域」として指定(11ヶ所)。

道路・公園・河川等の公共の場所をボランティアで清掃する市民に「まち美化ボランティア袋」を配布。

区	まち美化促進区域
門司区	・門司港レトロ地区 ・大里柳校区駅前周辺地区
小倉北区	・小倉駅前地区 ・勝山公園
小倉南区	・朽網であい坂地区
若松区	・若松南海岸エルナード地区
八幡東区	・国際通り ・帆柱自然公園
八幡西区	・黒崎地区 ・沖田地区
戸畑区	・戸畑駅前地区



第4節 開発事業における環境配慮の推進

1 環境影響評価(環境アセスメント)制度

環境影響評価法及び条例に基づく環境アセスメント制度は、土地の形状変更等を行う事業者が、その事業の実施に当たり予め、その事業に係る環境影響について自ら調査、予測及び評価を行い、その結果を公表して地域住民等の意見を聴き、環境保全に適切に配慮した事業計画を策定するものです。

本市では、平成28年度末までに、配慮書5件、方法書24件及び準備書26件の審査を行い、環境影響評価審査会の意見を踏まえ、環境保全の見地から市長意見を提出しました。

2 北九州市環境配慮指針

開発事業者が環境影響評価や環境保全への配慮の検討を行う際の手引となる「北九州市環境配慮指針」を、平成18年9月に策定しました。この指針は、開発事業の規模の大小、事業者の官民の別にかかわらず活用できるように作成しており、そのうち、市が実施する一定規模以上の開発事業については、本指針を活用した環境配慮点検制度を平成19年4月より導入しています。



©ていたん&ブラックていたん.北九州市

「平成29年度版 北九州市の環境」の本編は、1部(本体953円+税)で販売しています。
また、市のホームページ(「<http://www.city.kitakyushu.lg.jp/>」で「北九州市の環境」を検索)
のほか、市内図書館等で閲覧できます。

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

北九州市はグリーン購入を推進しています。